

世田谷区

ユニバーサルデザイン推進計画（第 2 期）後期（素案）

平成 31 年 月

世 田 谷 区

（素案：平成 30 年 8 月）



目 次

第1章 ユニバーサルデザイン推進計画の趣旨

1－1	策定の背景	1
1－2	目的	2
1－3	位置づけと期間	3
1－4	計画の目標	6
1－5	基本方針	7
1－6	施策・事業 ～推進計画（第 期）の重点的な事業～	9

第2章 ユニバーサルデザイン施策の歩み

2－1	スパイラルアップ（点検・評価・改善）の取組み	
2－2	推進計画（平成 年度から 年度）における特徴的な取組み	…
2－3	推進計画（第2期）前期（平成 年度から 年度）における特徴的な取組み	

第3章 推進計画（第2期）後期

3－1	後期の推進計画に向けて	
3－2	後期計画の見直しの視点	
3－3	推進計画（第2期）後期 の施策・事業の体系	
3－4	個別の施策内容	

第4章 ユニバーサルデザインの推進の仕組み

4－1	施策の継続的な点検・評価・改善（スパイラルアップ）	
4－2	ユニバーサルデザイン環境整備審議会と庁内推進体制との連携による施策の展開	
4－3	推進計画（第2期）の新たな施策・事業による展開	

第1章 ユニバーサルデザイン推進計画の趣旨

1-1. 策定の背景

世田谷区は、昭和 年より区民、事業者、関係団体と協働して、社会の様々な障壁（バリア）をなくす施策を進め、平成 年に「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」（以下「いえ・まち推進条例」という。）を制定しました。

その後、少子高齢社会、人口減少社会を迎えたことで、これまでの歩みをより強く確実なものにし、更に年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、すべての区民が可能な限り公平に社会参加し、自立できる生活環境の実現が求められるようになりました。

こうした状況の中、社会における様々なバリアをなくすにとどまらず、すべての区民の基本的人権が尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる社会を築くための「ユニバーサルデザイン[※]」（2頁解説）の考え方に基づく取組みを推進するために、平成 年に「いえ・まち推進条例」の理念を継承して発展させ、新たに「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」（以下「ユニバーサルデザイン条例」という。）を制定しました。

ユニバーサルデザイン条例の制定後、その理念を具現化するために、平成 年に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定して目標、基本方針のもとに6年間の各施策・事業を実施してきました。

推進計画においては毎年度、各施策・事業の状況を点検し、評価と改善を行うスパイラルアップ^{※2}（2頁解説）の仕組みを取入れ、ユニバーサルデザインの取組みを着実に進めてきました。

平成 年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることになり、ユニバーサルデザインに対する関心が更に高まるとともに、それまで以上に生活環境整備の質の向上や、整備されてきた社会資源の活用が求められてきた社会的背景や推進計画の施策・事業の取組みの積み重ねを踏まえ、平成 年には「推進計画」の内容を見直し、「推進計画（第 期）」を策定しました。

1－2．目的

推進計画は、すべての区民が個人として尊重され、共に支えあいながら、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくことができるように、区と区民、事業者及び関係団体が協働しながら、だれにとっても利用しやすい生活環境の整備を推進していくための具体的な計画です。

※1 ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすい生活環境にする考え方です。

これまでのバリアフリーの取組みは、高齢者や障害者等が生活を営む上での様々なバリア（物理的、制度、文化・情報、意識等）のすべてを取り除くことを目的としていました。

バリアフリーの取組みを更に一歩進め、あらかじめ多様なニーズを想像し、「バリアを最初から作らない」、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインに基づいて、区では公共的施設及び住宅の構造、設備等並びに情報及びサービスの提供について適切な措置をとり、生活環境の整備を進めていきます。

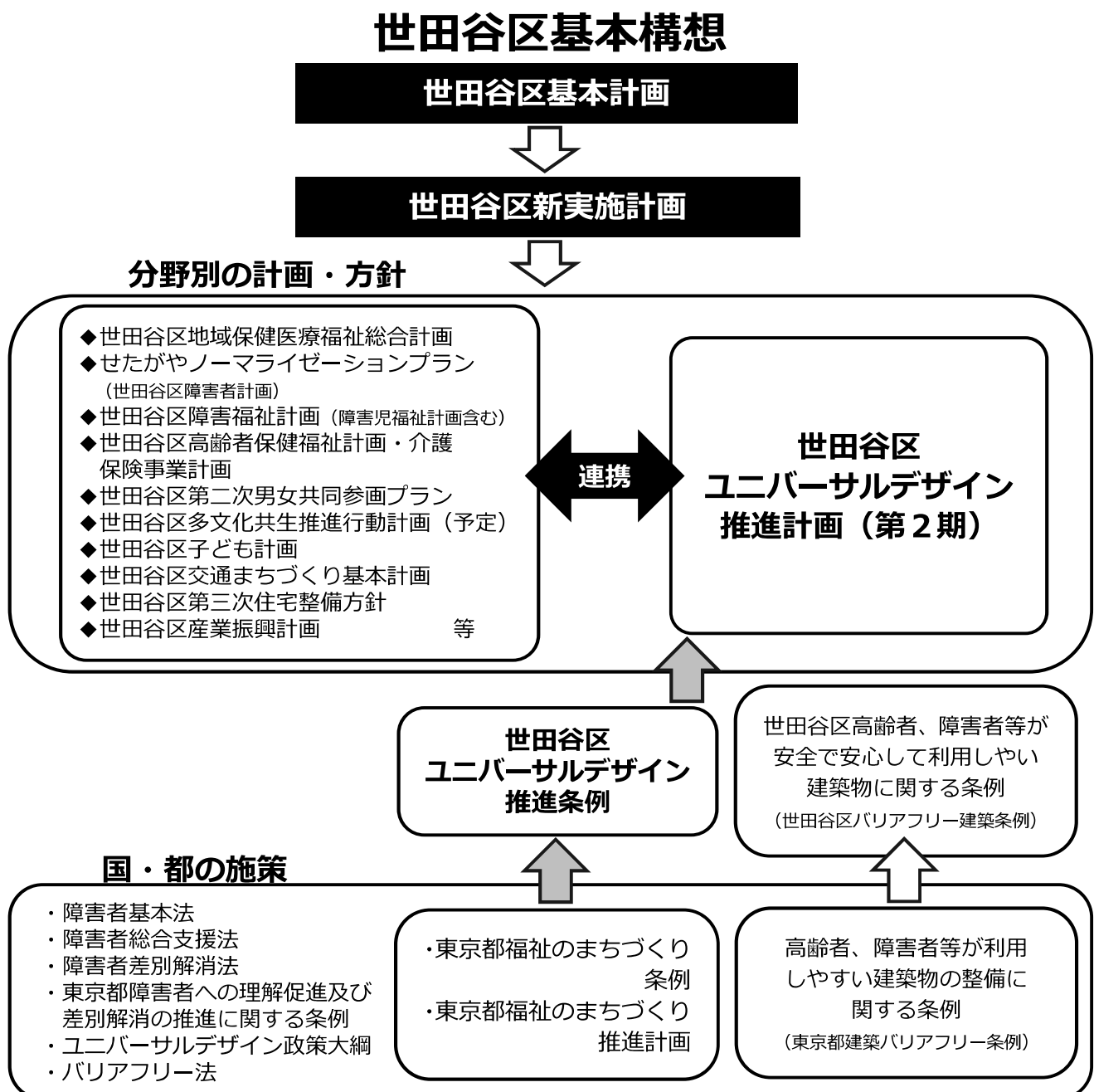
※2 スパイラルアップ

「点検 ⇒ 事後評価 ⇒ 改善の事業への反映」の手順を繰り返し、ユニバーサルデザインのまちづくりへ継続的な発展をめざす方法です。

1-3. 位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

推進計画は、ユニバーサルデザイン条例第 条第 項を根拠とし、区の基本構想・基本計画を踏まえ、各種計画と連携していきます。世田谷区基本計画の 一つのビジョンにある「より住みやすく歩いて楽しいまちにする」の分野別政策「魅力ある街づくり」の取組み事業として「ユニバーサルデザインのまちづくり」が位置づけられており、ハード、ソフトの両面から、生活環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。



(2) 計画に定める事項

① ユニバーサルデザイン条例に定められた事項

推進計画に定める事項はユニバーサルデザイン条例第 条で次のように定められています。

- ・生活環境の整備※³に関する目標
- ・生活環境の整備に関する重点施策
- ・その他生活環境の整備に関する重要事項

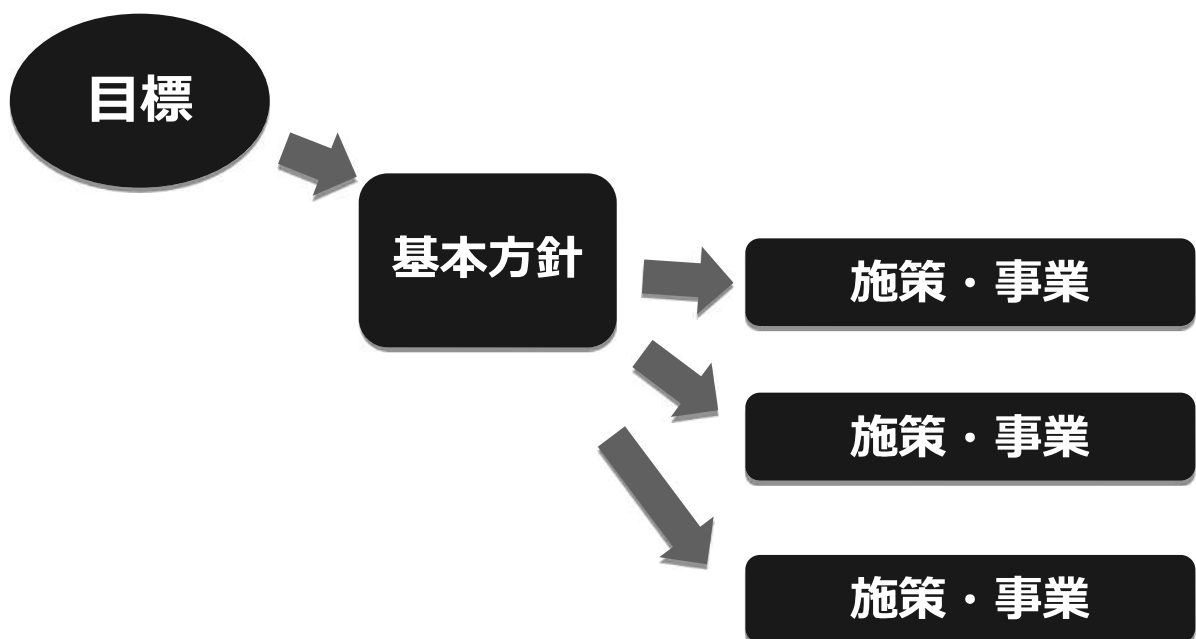
※3 生活環境の整備

公共的施設及び住宅の構造、設備等並びに情報及びサービスの提供について適切な措置をとることとユニバーサルデザイン条例第2条で定められています。

なお、公共的施設とは、区立施設だけでなく病院、店舗、学校、道路、公園等の多くの人が利用する施設です。

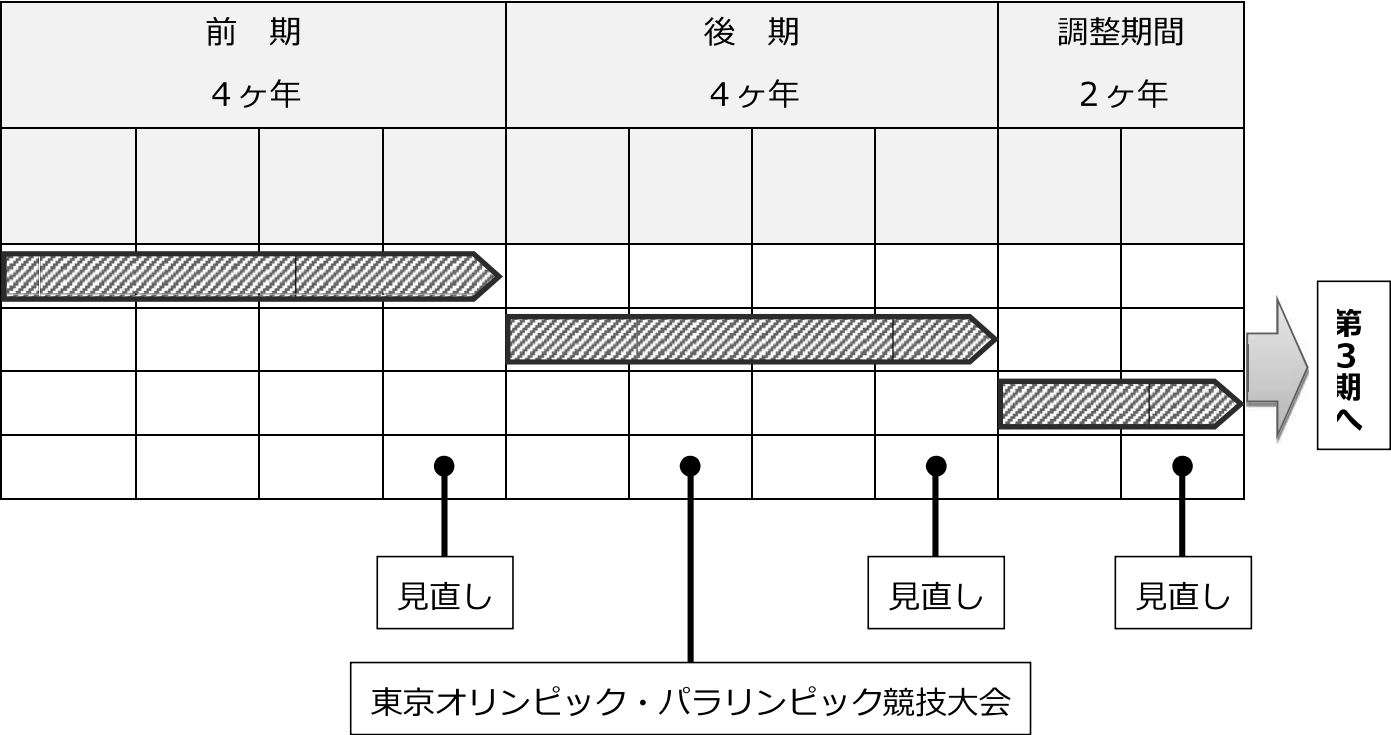
② 推進計画の構成

推進計画ではこれらの内容を分かりやすく、「目標」「基本方針」「施策・事業」にまとめています。



(3) 計画の期間

平成 年度から平成 年度までの 年間の計画とします。なお、前期 ヶ年（平成 年度から平成 年度）、後期 ヶ年（平成 年度から平成 年度）、調整期間 ヶ年（平成 年度から平成 年度）ごとに、中間見直しを行い推進します。今回の推進計画（第 期）では、第 3 章の施策・事業については後期計画の内容を示しています。



1-4. 計画の目標

推進計画（平成 年度から 年度）では、【目標 公平な社会づくり】、【目標 ユニバーサルデザインのまちづくり】の点を挙げていましたが、第2期の計画では、【目標 区民参加でまちづくり】の目標を新たに加えました。これは、見直しの課題において多様化するニーズに対応し、生活環境の質、ユニバーサルデザインの質を高めるために、区民参加（利用者・当事者参加）を進める必要があることがクローズアップされてきたからです。

すべての人が社会参画や自己実現ができる地域社会をめざし、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを、区民参加の機会や支援する仕組み等を充実させ、区民・事業者・区の“みんな”で、様々な取組みにより進めていきます。

目標1 公平な社会づくり

すべての人の人格と個性が尊重され、社会のあらゆる活動に参画し、自己実現できる地域社会をめざす

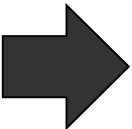
目標2 ユニバーサルデザインのまちづくり

だれもが利用しやすい生活環境の整備を推進し、安全で安心して快適に住み続けることができる“まち”をめざす

目標3 区民参加でまちづくり

区民、とりわけ利用者・当事者と共に検討して、有効なユニバーサルデザインの実現をめざす

これらの目標を分かりやすく表現するために、次の標語を掲げます。



**だれもがユニバーサルデザインの
視点と心でまちづくり**

1－5．基本方針

目標を達成するために、より具体的にめざすべき方向を明らかにする、 ①の方針を定めます。

I みんなで取り組み、進める

① すべての人が、ユニバーサルデザインに考慮して取り組む

区民、事業者、区が、職場や身近な生活の中でできることを見つけ、自らユニバーサルデザインに取り組んでいける環境をつくります。

② 気づきと思いやりの心を広げる

区民の交流・活動の場や学習の機会をつくり、区民、区職員の意識啓発に取り組めます。

③ ユニバーサルデザインの検討に、 区民参加のプロセスを導入し、区民の声を反映する

ユニバーサルデザインでは、すべての人を前提とした「相互理解」、実践と継続のための「仕組み」及び「人を育てること」が重要であり、そのための区民参加のプログラムを構築します。

II ユニバーサルデザインのまちをつくる

④ 公共的施設のユニバーサルデザイン整備の質を高める

多様なニーズに対応でき、だれもが自由な移動や利用によって負担なく社会活動に参画できるよう、目標を定め生活環境の整備を推進します。

⑤ だれもが安全で、楽しく快適に暮らせる地域を実現する

ユニバーサルデザインのまちづくりを実現するにあたって、「推進地区」は、身近な地域で継続的に取り組む場として重要な役割を担っており、関係所管との連携により積極的に生活環境の整備を推進します。

Ⅲ ユニバーサルデザインによる情報とサービスを広げる

6 ユニバーサルデザインによる情報とサービスを通して、 お互いのコミュニケーションを広げる

だれもが平等に情報を受けられるように、情報伝達の手法の多様化を進めるとともに、だれもが平等にサービスを受けられるような仕組みづくりと、意識向上のための取組みを進めます。

1－6．施策・事業 ～推進計画 第2期 の重点的な事業～

（１）世田谷のユニバーサルデザインの生活スタイルの普及

年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人がユニバーサルデザインのまちの良さに気づき、快適に利用できるための工夫や配慮について広めていくことが必要です。

そこで日常の生活環境や接客、区民サービスの中にあるユニバーサルデザインにつながる工夫を冊子等に分かりやすく編集して情報発信することで、多くの人が気持ちよく公共空間を利用できるよう啓発します。更に東京オリンピック・パラリンピック競技大会で訪日する海外の観光客が快適に日本のまちを楽しめる工夫を広めていきます。

世田谷のユニバーサルデザインの生活スタイルといった先進的な事例を紹介する取組みを続け、より多くの人のユニバーサルデザインへの関心を生み出すようにしていきます。

（２）ユニバーサルデザインに係わる人が活躍できる

仕組みをつくり、区民参加を推進

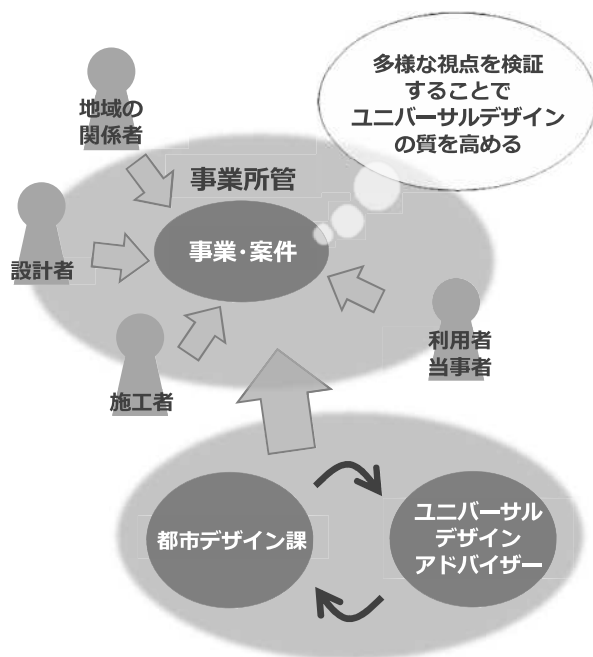
利用者や当事者のニーズを適切に捉え、ユニバーサルデザインの質を高めるために、施設整備や情報提供、サービスの提供を進める区民参加の仕組みが、これからは一層求められます。

そのためには、専門家としての「ユニバーサルデザインアドバイザー」だけでなく、「ニーズを伝える利用者・当事者」や「ユニバーサルデザインの普及・推進に携わる区民」が、ユニバーサルデザインを推進する事業に参加し、施設整備や普及啓発の施策をみんなで取り組み、ユニバーサルデザインのまちづくりを広げることが必要です。

小学校での出張講座等の次世代へ向けた啓発、ユニバーサルデザインに係わる団体等の活躍によるユニバーサルデザインの普及等、区民や事業者等が自ら普及啓発を行うことで、よりユニバーサルデザインが身近なものとなっていきます。区はそのような活動を広げ、区民等の活躍の場をつくり出すようにして普及啓発の推進を行います。

第1章

具体的には、区が行う公共的施設の整備において、ユニバーサルデザインアドバイザーや当事者等が関わりながら、だれもが使いやすい整備を進めていきます。また、設計段階からユニバーサルデザインの視点で検討を行い、施工段階でも細部の工夫や読みやすいサインの検討等を行い、具体の設計や設備部品の選定、色彩計画等についても、ユニバーサルデザインの視点で整備を行っていきます。



ユニバーサルデザインアドバイザーのアドバイスの様子

(3) ユニバーサルデザインの情報を共有する仕組みとして

「ユニバーサルデザインライブラリー」を構築

ユニバーサルデザインの質を高めるためには、整備の実績を共有し、その情報を活用することが必要です。

ユニバーサルデザイン整備の実績を「収集」「蓄積」し、データを整理することで、区民や事業者のだれもが情報を活用できるようになります。既存施設の改善をはじめとする今後の施設整備にユニバーサルデザインの工夫を取り入れやすくし、各種施設整備の質の向上をはかります。

特に、公共的施設にユニバーサルデザインアドバイザーや当事者等が関わってできた施設の成果は、ユニバーサルデザインのライブラリーに蓄積して、個々の工夫を紹介できるようにし、ハード整備に係わる事業者や区の職員等が活用できるようにしていきます。

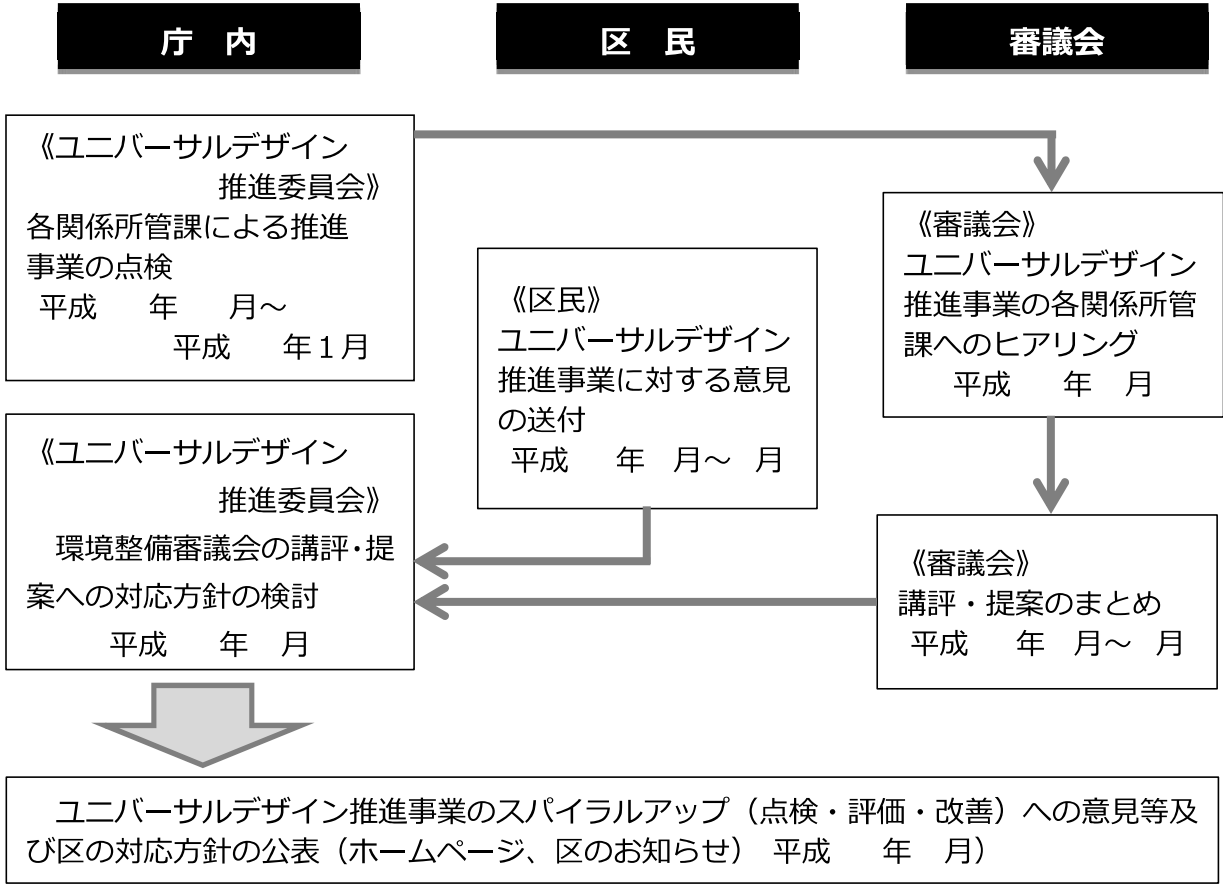
第2章 ユニバーサルデザイン施策の歩み

2-1. スパイラルアップ（点検・評価・改善）の取り組み

推進計画（第2期）前期（平成 年度から 年度）では、毎年度それぞれの施策・事業を関係する所管が点検し、その点検結果に対して、ユニバーサルデザイン環境整備審議会※⁴が講評や提案を行っています。また、ユニバーサルデザイン推進事業に対して、区民からの意見を募集し、各施策や事業の改善に取り組んでいます。

この取り組みは、着実に施策や事業を進めていくとともに、事業の展開にあたってより良い方向へ柔軟に改善していくための仕組みです。

例 平成 年度におけるスパイラルアップの取り組みの概要



※4 ユニバーサルデザイン環境整備審議会
ユニバーサルデザイン条例第8条により設置されている区長の附属機関です。

2-2. 推進計画（平成21年度から22年度）における特徴的な取組み

（1）専門家を交えた建物の設計・施工

《代田区民センター》

① 取組み内容

代田区民センターは、区民センター、児童館、図書館の複合施設として平成21年4月に開設しました。この施設の設計・施工にあたっては、多様な利用者を想定した施設としてユニバーサルデザインの専門家が関わり、検討が行われました。

② 建物の概要

- ・場 所：世田谷区代田六丁目 番 号
- ・延床面積： ㎡
- ・構 造： 造一部 造
- ・用 途：区民センター、図書館、児童館



③ 検討の成果

分野	具体的な対応
移動	・和室の出入り口をスロープとして、段差解消
誘導	・受付からトイレの案内板まで、視覚障害者誘導用ブロックと音声案内を設置
案内・サイン	・黒盤面に白文字を印刷したロービジョンの利用者にも見やすい案内板のデザイン ・トイレの男女別を大きくして分かりやすくしたサイン
色彩計画	・床と壁、壁とドアはコントラストをつけた見分けやすいデザイン



サインの読みやすさについて、ロービジョンの当事者が参加した検討の様子



実際に設置されたサイン



（２）多様な当事者の意見を反映した日本庭園 《二子玉川公園》

① 取組み内容

平成 年開設した二子玉川公園は、ビジターセンターや世田谷いのちの森、みどりの遊び場等子どもから大人まで楽しめる公園です。この公園の中にある日本庭園（帰真園）は、ユニバーサルデザインの観点から、様々な当事者の方々の参加により整備課題の検討を行い、設計・施工に反映しました。

② 建物の概要

- ・ 場 所：世田谷区玉川一丁目 番1号
- ・ 敷地面積：公園全体 約
日本庭園部分 約



▲日本庭園（帰真園）の全景

③ 検討の成果

＜移動のバリアフリー＞

- ・ 園路の勾配や舗装面の仕上げや周辺との連続性の確保、多機能トイレの案内表示等の工夫をしました。

＜視覚障害者が楽しめる配慮＞

- ・ 風や香り、音、歩く感触等の効果を工夫しました。

＜聴覚障害者への配慮＞

- ・ 案内サインや説明板の読みやすさの工夫を行いました。

＜池の周囲＞

- ・ 視覚障害者が転落防止柵を設置しなくても池の位置が分かるように、白杖で認識できるような池のふちの立ち上がりを設けるとともに、ベビーカーや子どもがつかずかないように幅広い立ち上がりを設置しました。

＜自然石の石組み＞

- ・ 石組みの階段に、自然に手をおきたくなる場所を選んで、手すりの代わりとなる「手つき石」を自然石の中に組み合わせました。



▲視覚障害者の検討の様子



▲竣工後の池の端の確認



▲「手つき石」を使用している様子

（３）啓発から広がる地区の街づくり 《千歳烏山駅周辺身近な推進地区》

① 取り組み内容

「千歳烏山駅周辺推進地区・身近な推進地区」は、平成 年度から 年度において、障害当事者を含む区民や事業者の方々の参加を得て、案内サイン、道路整備等のハード整備の検討や啓発イベント等のソフト面の事業に取り組んできました。

② 地区の概要

- ・千歳烏山駅を中心とした半径約 m（約 km²）
- ・駅、バス停留所、商業施設、官公庁施設のある業務地区
- ・推進地区指定年月日：平成 年 月

③ 検討の成果

<案内サイン>

- ・ロービジョンの方にも見やすい盤面デザインとするとともに、サインの種類や、掲載内容を設置場所ごとに検討しました。

<音声サイン>

- ・現場検証を行いながら、アナウンスする内容や音質、音量、無感知時間を設定する等の工夫をしました。

<視覚障害者誘導用ブロック>

- ・駅からバス停、主要施設まで連続して設置しました。

<駅前商店街通り整備>

- ・歩道の幅を広げ、側溝には車いす等が円滑に移動しやすい「世田谷型ブロック」を使用し段差を解消しました。

<啓発イベント>

- ・小学生が参加しユニバーサルデザインを学べる「ユニバーサルデザイン体験隊スタンプラリー」の開催や、道行く人にも参加を呼びかける「あおぞらワークショップ」を開催しました。



駅前商店街の通りの改修後の様子



ゴールボールの体験の様子



誘導用ブロックの敷設確認の様子

2-3 推進計画（第2期）前期（平成27年度から30年度） における特徴的な取り組み

（1）みんなで取り組み、進める

① ユニバーサルデザインに関わる機会を作り、区民参加が広がった

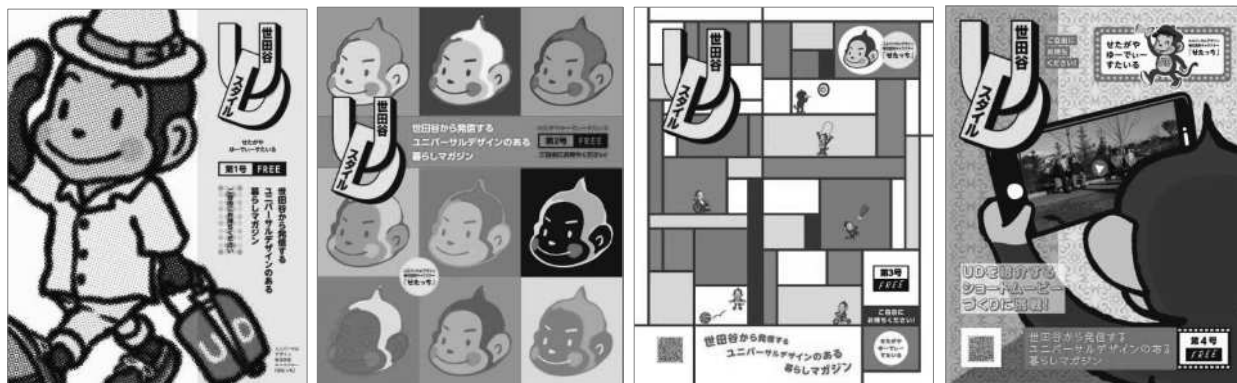
- ・ 区立施設の「ユニバーサルデザイン検討会」に障害のある区民が協力者として参加し、施設建設のユニバーサルデザインの質が向上しました。
- ・ ユニバーサルデザインゼミ修了者が区民参加のイベント運営を支援しました。「世田谷UDスタイル探訪ワークショップ」「ユニバーサルデザイン出張講座」等の運営に協力しました。
- ・ 区民参加によるユニバーサルデザイン推進事業が行われました。（公園整備、自転車の安全利用の啓発活動等）



区民参加の様子

② 世田谷UDスタイルを継続発行し普及に努めた

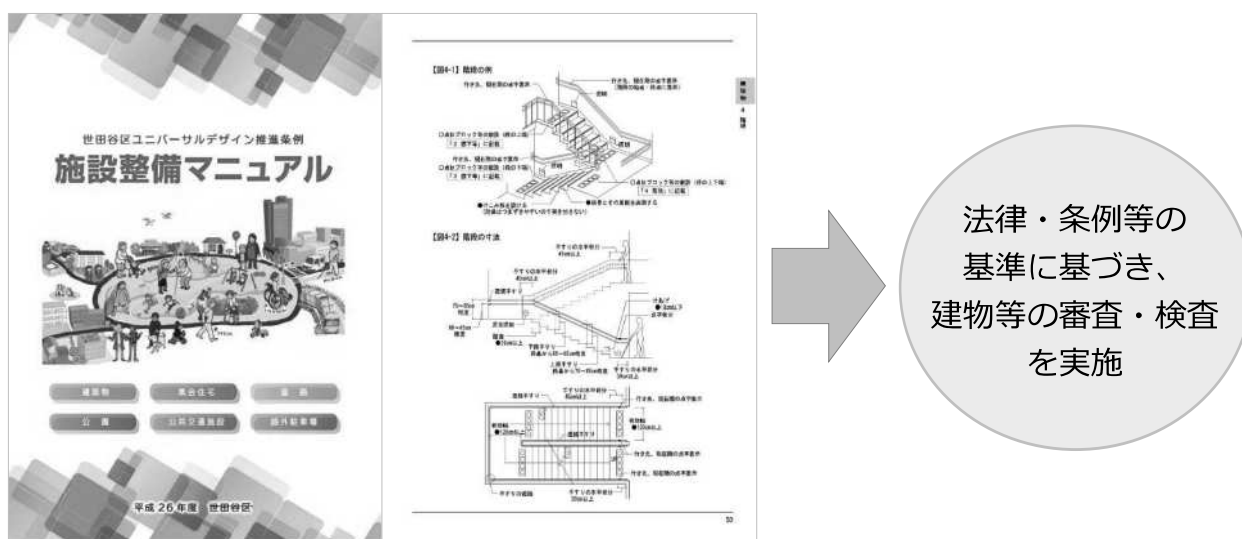
「子どもから考える」「五感で楽しむ」「ゆるっとスポーツ」「動画作成」といったテーマで特集記事をつくり、日常生活にユニバーサルデザインの視点と配慮があることで、多様な区民が共に楽しむ場を作っていけることを伝えました。



(2) ユニバーサルデザインのまちをつくる

① 区民・事業者・区で連携して進めた

- ・ 区民・事業者との連携、庁内の関係所管課が連携してユニバーサルデザイン整備を進めました。
- ・ 区立の施設整備・改修整備では、ユニバーサルデザインの視点を組み込んでユニバーサルデザインの整備を推進しました。
- ・ ユニバーサルデザイン条例及びバリアフリー建築条例等に基づく審査により、民間施設でのユニバーサルデザイン整備の着実な実施を進めました。



- ・ ユニバーサルデザインの考え方で整備された建築物であることが分かるように、ユニバーサルデザイン条例に基づく新たな適合証を定め、民間施設と区立施設に交付し、ユニバーサルデザインの普及をはかりました。



▲ 遵守基準適合証



▲ 民間施設への活用事例

(3) UDによる情報とサービスを広げる

① 区のホームページにユニバーサルデザインライブラリーを開設

ユニバーサルデザインをテーマにしたウェブ上のミニ図書館を目指して、これまでの世田谷区が行ったユニバーサルデザインを広めていくための取組み等を紹介しました。

主な掲載内容
を広めるパンフレット
世田谷区情報のユニバーサルデザインガイドライン
店舗の改修・助成事例
施設の 検討の成果
ユニバーサルデザイン条例の適合施設一覧
まちの中のユニバーサルデザイン
ユニバーサルデザイン環境整備推進地区のおすすめマップ



▲ 普及啓発パネル

② 新たなナビシステムの研究に取り組む

世田谷美術館館内や街中での新たなナビシステムの実験を実施しました。



▲美術館での実験風景



▲街中での実験風景

だれにもやさしいまち案内を体験してみよう！
～音声誘導実験と新設サイン設置場所の点検～

世田谷区では、鶴ヶ丘駅～東横駅・山下駅界隈で福祉の拠点となる施設整備を進めており、平成31年度には具体的にサイン整備を行う計画があります。
今回、東横駅・山下駅から総合福祉センターまでの区間でサインの仮設置を行い、また、スマートフォンの音声案内により歩ける仕組みを実験いたします。
この機会に、だれにもやさしいまち案内を体験してみませんか。

開催日時 12月18日(月) ※雨天時、21日に延期
15:00～16:30

集合場所 世田谷区立 総合福祉センター (世田谷区松原6-41-7)
小田急小田原線「東横駅」より徒歩5分
小田急小田原線「鶴ヶ丘駅」より徒歩5分

実施コース 東横駅・山下駅 ⇄ 総合福祉センター

定員 先着 10名(各回) [要] 事前申し込み
※スマートフォンは、iPhone・Android(いずれも)・Android(いずれも)・Android(いずれも)が推奨です。

【問い合わせ・申し込み先】
世田谷区 北沢総合支所 街づくり課
電話 03-5478-8031 / ファクシミリ 03-5478-8019

▲まち案内のチラシ

（４）専門家を交えた建物の設計・施工

《上馬複合施設》

① 取組み内容

上馬複合施設は、上馬まちづくりセンター、上馬地区会館、上馬あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会上馬地区事務局の複合施設として、平成 年1月に開設しました。この施設の設計・施工にあたっては、多様な利用者を想定した施設としてユニバーサルデザインの専門家や障害当事者が関わり、検討が行われました。

② 建物の概要

- ・場 所：世田谷区上馬四丁目 番 号
- ・延床面積： m²
- ・構 造： 造
- ・用 途：まちづくりセンター、地区会館、
あんしんすこやかセンター、
社会福祉協議会地区事務局



③ 検討の概要

ユニバーサルデザインの視点からさらに利用しやすい施設とするために、ユニバーサルデザインの専門家や障害当事者を交えた検討会を設計段階で1回（平成 年度）、施工段階（平成 年度）で1回実施しました。

④ 検討の成果

＜設計段階＞

- ・前面道路の横断勾配が急であることから、車いすの通行を容易にするために、建物のレベルを下げ、入口まで段差なくアプローチ出来るよう検討しました。
- ・金属性（鋳）の視覚障害者誘導用ブロックは、装具使用者がつかみやすいため、再検討しました。
- ・和室の出入口をスロープとして、段差をなくす検討をしました。

＜施工段階＞

- ・案内サインは、ロービジョン（弱視）にも分かりやすくするため、配色を検討しました。
- ・トイレの男女別や会議室等の室名を大きくして、分かりやすいサインとしました。



▲和室の段差解消



▲トイレのサイン

（５）専門家と当事者を交えた災害利用を想定した学校整備

《城山小学校》

① 取組み内容

城山小学校は、「新たな学校施設整備基本方針」に基づき、小学校では 番目の改築校として、平成 年2月に竣工しました。

『地域とともに子どもたちを育てる杜の学び舎』をコンセプトに、地域コミュニティの拠点、安全・安心への配慮などを基本方針として計画しました。設計段階では、ユニバーサルデザインの専門家が関わり、災害時の避難所機能の充実の視点から検討が行われました。

② 建物の概要

- ・場 所：世田谷区梅丘二丁目1番 号
- ・延床面積： m²
- ・構 造： 造一部 造
- ・用 途：学校



③ 検討の概要

ユニバーサルデザインの視点から、一時避難時及び避難所運営時にさらに利用しやすい施設とするためにユニバーサルデザインの専門家を交えた検討会を、設計段階（平成 年度）で実施しました。

④ 検討の成果

＜設計段階＞	
・	災害時に使いやすい災害時対応トイレを1階に設置。
・	各門から体育館、体育館からマンホールトイレ等への円滑な経路の確保
・	太陽光発電設備の自立運転時の非常用コンセントをわかりやすい位置に設置
・	災害時情報コーナーとして利用できる空間、壁面の確保



▲ 1階の災害時対応トイレ



▲ マンホールトイレ



▲ 体育館内の非常用コンセント

（6）専門家と当事者を交えた国及び民間施設の施工

《世田谷合同庁舎》

① 取組み内容

世田谷合同庁舎は、全国で始めて国、東京都、世田谷区の3者（5機関）を1つの庁舎に集約し、平成 年開設しました。敷地は東急世田谷線「松陰神社前駅」に近接し、駅から世田谷区役所までの経路上に位置しており、多数なニーズが想定される施設となっています。

この施設の施工にあたっては、ユニバーサルデザインの専門家や障害当事者が関わり、検討が行われました。

② 建物の概要

- ・場 所：世田谷区若林四丁目 番 号
- ・延床面積： m²（地下1階、地上6階）
- ・構 造： 造
- ・入居官署等：東京国税局世田谷税務署、東京法務局世田谷出張所、
東京都世田谷都税事務所、世田谷区立世田谷保健福祉センター分室、
世田谷区立世田谷図書館



③ 専門家の関わり

ユニバーサルデザインの視点からさらに利用しやすい施設とするためにユニバーサルデザインの専門家や障害当事者を交えた検討会を、施工段階（平成 年度）で3回実施しました。

第2章

④ 検討の成果

<人的支援>

6階建ての施設に5つの入居官署等が含まれる複合施設であるため、1階の「総合案内板・案内サイン・インターホン」のデザイン等だけでなく、多様な人のニーズに対応出来るよう誘導案内を行うなどの人的支援についても工夫しました。

<総合案内サイン>

- ・廊下の色とサイン盤面の色の対比をつけました。
- ・最低の文字の大きさを大きくし、盤面と文字の色のコントラストをつけました。
- ・インターホンの設置位置は、車いす利用者にも使いやすい位置としました。
- ・ライティングの反射によって、盤面が読みづらくならないようにしました。

<授乳室>

- ・ベビーカーが移動・転回できるスペースを確保しました。
- ・室内が一体的に利用できるよう、ドアで区切らずカーテンに変更しました。
(母親だけでなく、父親及び両親で利用できる空間を検討しました。)



▲ 1階の総合案内サイン（左：全景 右：近景）

▲ 図書館内の授乳室

第2章

《二子玉川ライズ 触知案内板》

① 取組み内容

二子玉川東地区第一種市街地再開発事業の第2期事業（二子玉川ライズ）は、延床面積 万㎡を超える複合施設として、平成 年4月に開業しました。敷地は、東急田園都市線と東急大井町線が接続する二子玉川駅、国道 号線や玉堤通りに隣接するなど交通機能が集中する場所に位置しています。

本再開発事業において、バリアフリー法等で整備が必要となる触知案内板の整備にあたって、ユニバーサルデザインの専門家や障害当事者が関わり、検討が行われました。

② 建物の概要

- ・場 所：世田谷区玉川一丁目 番1号
- ・延床面積：約 ㎡（地下2階、地上 階）
- ・構 造： 造一部 造
- ・主要用途：店舗・事務所・ホテル・シネマコンプレックス・フィットネスクラブ等



③ 検討の概要

触知案内板を利用する当事者のニーズを正確に把握するために、施工段階で実施した検討会にロービジョン（弱視）の方にも参加していただき、実寸大の触知案内板を用いて検討を行いました。（平成 年度3回）

第2章

④ 検討の成果

＜当事者へのヒアリング＞

- ・ 全盲の方は単独利用より健常者とともに情報を得ることが多いこと。
- ・ 視覚的にもわかりやすい案内にすること。
- ・ 人的支援につながるインターホンなどの設備を併記すること。

＜触知案内板のデザイン検討＞

- ・ 健常者向けサインと隣接させた位置とするよう検討しました。
- ・ 使いやすい位置にインターホンをつけるよう検討しました。
- ・ 盤面表示はロービジョン（弱視）の人に見やすいデザインを検討しました。
- ・ 構造体は車いす使用者・高齢者の利用も踏まえた安全で使いやすい形を検討しました。

＜実寸大の模型での検討＞

- ・ 1 2階の触知図を掲載すると混同するため、当該階を表す触知図としました。
- ・ 不正形な複数の施設の集合体であり図が複雑になるため、点字の説明文も併記しました。
- ・ 視覚障害者や高齢者、外国人、子ども等に配慮し、分かりやすい案内図を兼ねました。
- ・ 点字を読むときに手の関節が反り返らないように、盤面の傾斜を緩くしました。
- ・ 車いす使用者が読みやすい高さ、傾斜にも配慮した形状としました。



④ 施工後の現場確認

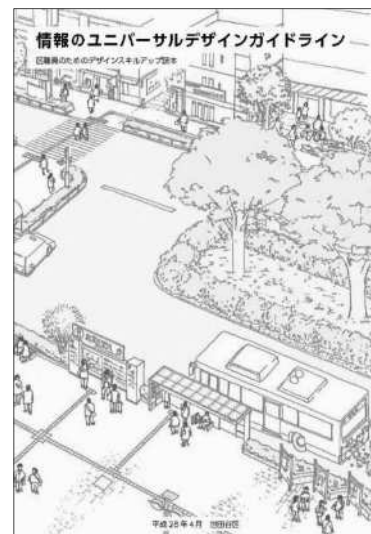


（７）庁内啓発を推進するガイドラインの作成

《情報のユニバーサルデザインガイドライン》

① 取組み内容

区民や来訪者へ向けてわかりやすい情報提供ができるように、平成 年より様々なガイドラインを作成してきました。そして、情報技術の進展や多様化、障害者差別解消法の施行などから、新たな項目を加える必要があり、推進計画（第 期）前期の 「情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」に基づき、「世田谷区情報のユニバーサルデザインガイドライン」を平成 年3月に作成しました。

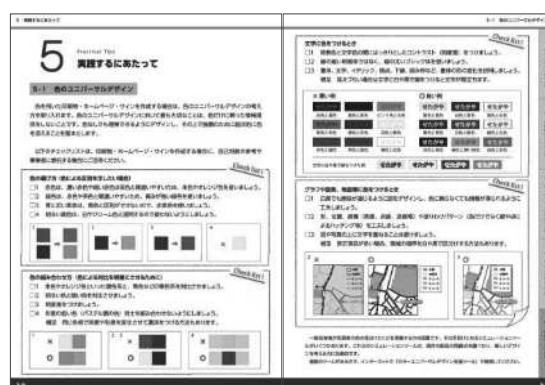


② ガイドラインの概要

印刷物やサイン等を作成する区職員向けに作成しています。

また、区民や事業者の方々がユニバーサルデザインによる情報発信のための参考資料としても活用できるように、 章から 章は主に考え方をまとめ、細かい仕様等は 章に「実践するにあたって」としてまとめています。

1 章	ガイドラインについて
2 章	印刷物におけるユニバーサルデザイン
3 章	ホームページにおけるユニバーサルデザイン
4 章	サインにおけるユニバーサルデザイン
5 章	実践するにあたって



③ 普及啓発の取組み

本ガイドラインを活用した職員向け研修を実施することで、分かりやすい情報発信のスキルアップに取り組んでいます。例えば、平成平成 年度は「だれでも情報が伝わる『色使い』」と題し、カラーユニバーサルデザインの研修を実施し、平成 年度は「伝わる文書の見せ方、作り方」で、文字組やフォントについて講師を招き、研修を実施しました。

第2章

《座れる場づくりガイドライン》

① 取組み内容

急速な高齢化に伴い、連続した歩行が困難な人の増加や、歩行や移動に障害がある人、子育て中の人など、外出中に“ひと休み”できる場の必要性が高まっています。これに伴い、公共施設に座れる場を増やす取組みの一環として、推進計画（第 期）前期の 「だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設のネットワーク整備」に基づき、ベンチ等を設置する場合の具体的な手引きとして、平成 年 3月に作成しました。



② 検討の概要

平成 年度に作成した、各地区のゆるっとウォーク M の現況調査に併せて、各総合支所街づくり課と協働して座れる場の点検調査を実施しました。

点検で得られた知見を基に、関係部署とのヒアリングを重ね、ガイドラインとしてまとめています。



▲各地区のゆるっとウォーク

③ ガイドラインの概要

公共施設等の整備にあたって、構想・計画段階で座れる場をイメージするだけでなく、設計段階で具体化するために活用するため、下記構成でまとめてあります。

はじめに
1章 座れる場づくりガイドラインについて
2章 様々な場面における座れる場（5つの空間）
3章 座れる空間の質を高める方法
4章 ベンチに関する整備の基本事項
5章 ベンチ等の参考集（5つの空間）



▲公共施設の前面空間のイメージ

第3章 推進計画（第2期）後期

3-1. 後期の推進計画に向けて

（1）見直しの背景

① 東京2020大会の開催を契機とした諸政策の展開

平成 年（注）に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、国では全ての国民が共生する社会の実現を目指し、平成 年2月に「ユニバーサルデザイン 行動計画^{※5}」を定め、障害のある人への社会的障壁（バリア）を取り除くのは社会の責務であるという『障害の社会モデル』の理解と実践を基本とした、「ユニバーサルデザインの街づくり」及び「心のバリアフリー」の取組みを推進しています。

例えば、平成 年7月には東京 大会に向け、日本人だけでなく外国人観光客にもより分かりやすい案内を可能とするため、案内用図記号（ピクトグラム）の日本工業規格（ ）を改正しました。また、平成 年5月にはバリアフリー法を改正^{※6}するとともに、「交通事業者向け接遇ガイドライン」を作成しています。

② 多様なツールによる情報提供の進展

鉄道駅等での案内サインの見やすさ・読みやすさへの対応整備の進展や、スマートフォン等を活用した （情報通信技術）による情報提供が普及しました。区民意識調査では、「スマートフォン等の様々な通信機器の機能を既に使っている、または今後使いたい人」が約7割に達することが分かりました。また、区民のユニバーサルデザインの認知度が7割弱に普及しました。（平成 年度区民意識調査）

※5 ユニバーサルデザイン 行動計画

年東京オリンピック・パラリンピック大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくために取り組むべき具体的施策。

※6 バリアフリー法の改正概要

- ① 理念規定を設け「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化
- ② 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組みの推進
- ③ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組み強化
- ④ 更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

第3章

③ 多様な人と共生するまちづくりの広がり

認知機能の低下やコミュニケーションで困っている人、性別を問わないトイレ等の利用で困っている人への配慮等、多様な人への平等・公平な対応が求められる社会に変化してきました。

例えば、高齢化の進行（世田谷区の高齢化率＝　　％平成　　年　　月）により世田谷区では、毎年高齢者の人口が約　　人増加し、長寿社会となっていているととともに、要介護及び要支援認定者数が　　万人弱となっています。（平成　　年　　月現在　　人）

また、平成　　年　　月　　日より障害者差別解消法が施行され、障害を理由とした不当な差別的取扱いを行わず、障害者等の要請に基づき社会的障壁（バリア）の除去に向けて合理的配慮を提供することが法的に求められ、各主体が自ら対応を進めています。（平成　　年4月現在　　区内障害者数　　人※⁷<身体、知的、精神、発達、難病>）

さらに、区は、男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を平成　　年3月に制定し「（仮称）世田谷区多文化共生プラン」を平成　　年　　月に策定する予定です。

※7 身体体手帳所持者＋愛の手帳所持者（重複所有者数を除く）＋自立支援医療費（精神通院医療）＋難病より算出

出典：世田谷区保健福祉総合事業概要統計編（平成　　年度版）

（２）前期計画に対する世田谷区ユニバーサルデザイン

環境整備審議会の講評（平成２ 年度）

① 取組みの改善・進化への評価

新たな事業、広がりのある取組みを実施しているとともに、継続的な普及啓発の事業等の積み重ねを徐々に成果につなげている。

また、全ての推進事業において、実施事業の点検・評価・改善を行うにあたり、プレゼンテーションをはじめとした職員参加の手法を取り入れ、ユニバーサルデザインの視点から取組みの質を見直すことで、職員のユニバーサルデザインへの意識が向上してきている。

② 取組みを広げるための提案

庁内での連携を継続するとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりに関わる人々を増やすため、区民と一緒に 法人や大学、民間事業者との連携を強め、更なる取組みを進めることが望ましい。

また、ユニバーサルデザインの普及啓発につなげるために、区役所から外に向けたアピールを積極的にする必要がある。

③ 課題として取り組むべき意見

東京 大会を好機にユニバーサルデザインまちづくりを更に推進するため、ハード整備とソフト面の支援や啓発を両軸に据え、区民の多様性や地域の現状を考慮して効果的に進める必要がある。

そのために多様な区民が参加することによって、利用実態や利用者ニーズのフィードバックを図りながら各事業を展開することが望ましい。

3-2. 後期計画の見直しの視点

(1) 東京 2020 大会の取組みを活かす

オリンピック・パラリンピックの後を見据えたパラリンピックムーブメントの取組みを、ユニバーサルデザイン推進事業に組み、まちなか観光においては、ユニバーサルデザインの視点からトイレ情報の発信を促進すること及びサインや案内等の多言語化を広げていくことなど、既存の事業をスパイラルアップして展開していきます。

そして、東京 大会の有形・無形の遺産となるレガシーとしていきます。

(2) 多様なツールによる情報提供への対応

情報通信機器の活用による円滑な情報伝達の手法を広めます。タブレット等の利用促進の機会を創出し、多くの区民が使いやすい情報通信機器やアプリケーションの普及に向けた環境整備に取り組みます。

カラーユニバーサルデザインの更なる普及をはじめ、様々な視点からのユニバーサルデザインに取り組みます。

(3) 共生社会の視点をまちづくりに活かす

国の「共生社会ホストタウン」登録自治体として、高齢者・障害者をはじめ、より多様な人及び若い世代がユニバーサルデザインのまちづくりに関わり、様々なニーズへの理解を広め、社会的障壁（バリア）を取り除いていきます。

本庁舎の建替えでは、当事者参加のユニバーサルデザインを実践して、今後の施設整備の先駆的事例とします。

性別を問わないトイレの整備、非常時の警報装置の多機能化、店舗入口の手すりの設置などを促していきます。

個々の状況にかかわらず、多くの人の社会参加の機会が増えるように、イベントの運営面でのユニバーサルデザインの工夫や合理的配慮など、接遇や接客を含めたユニバーサルデザインを広めるとともに、普及啓発の取組みを進め、多様な人が世田谷のまちを楽しむ様子を冊子「世田谷UDスタイル」で特集するなど、世田谷区からのユニバーサルデザインの情報発信を進めます。

「共生社会ホストタウン」とは

国では、年東京オリンピック・パラリンピック大会にあたり、パラリンピアンとの交流をきっかけに、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの取り組みを実施する自治体を「共生社会ホストタウン」として登録する制度を平成年月に創設しました。この「共生社会ホストタウン」制度により、パラリンピックの気運醸成と東京大会後のレガシーの創出をめざしています。

対象は既にホストタウンとして登録された自治体となっており、アメリカ合衆国のホストタウンである世田谷区は、平成年月日に「共生社会ホストタウン」として指定されました。

【具体的な事例】

《ユニバーサルデザインのまちづくり》

- 「馬事公苑界わい まちの魅力向上構想」の実現

《心のバリアフリー》

- 障害理解の促進、障害者の生活環境整備
- 児童・生徒を対象とした障害理解教育の実施

《障害者スポーツの推進等》

- 区立総合運動場陸上競技場のバリアフリー化
- 障害者のスポーツ環境の向上



「うままちプロジェクト」とは

平成年度に策定した、「馬事公苑界わいまちの魅力向上構想」に基づき、馬事公苑界わいのサイン整備をはじめ、ハード面やソフト面のまちなみ整備を進めるにあたり、地域特性などを活かしながら進めていく取り組み全体を「**うままちプロジェクト**」と題し、推進しています。

このプロジェクトのの取り組みのうち、「安全な歩行者空間の確保」「公共交通施設のユニバーサルデザインの促進」「サイン整備」など、8つの事業と連携して取り組みます。

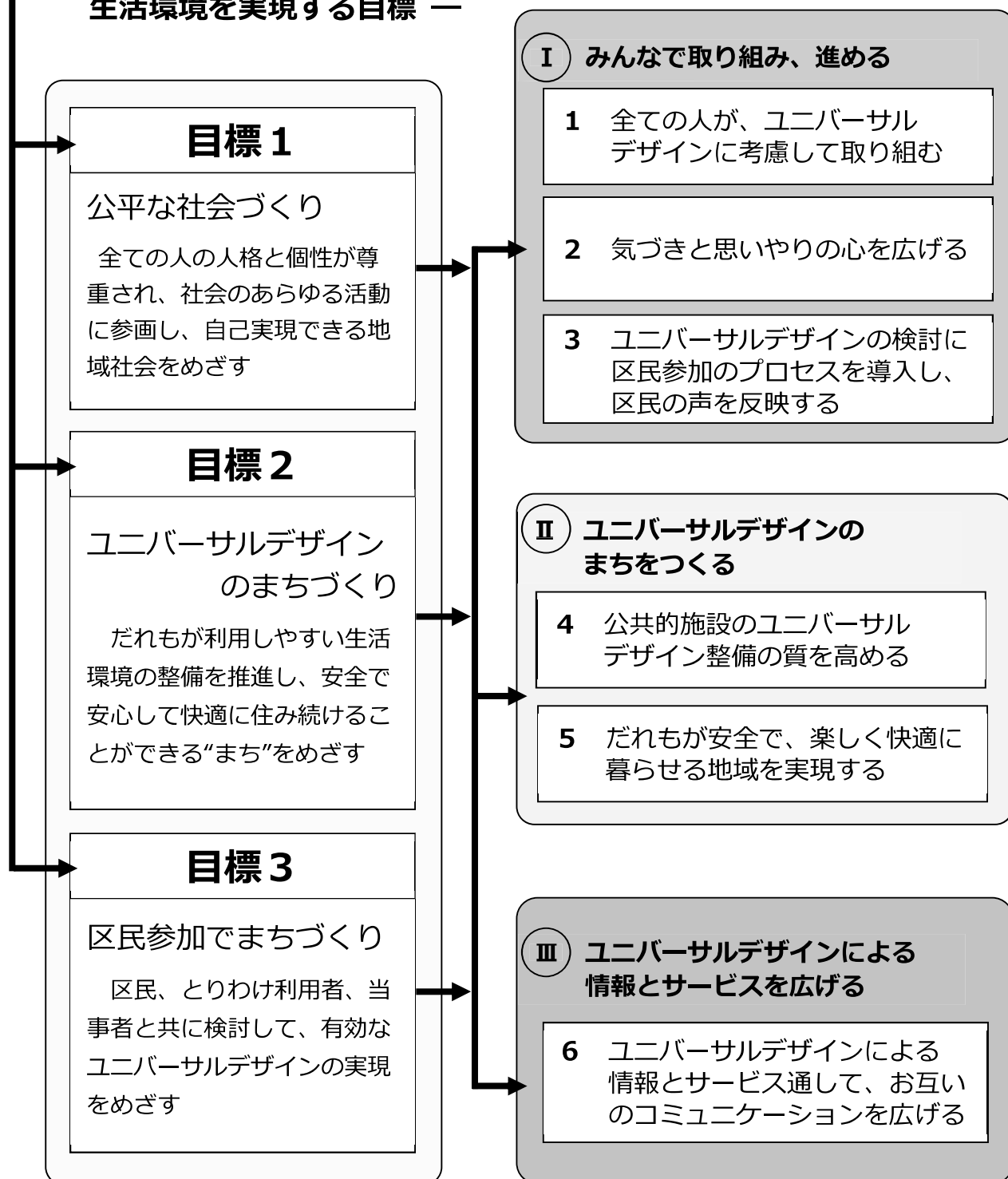


3-3. 推進計画（第2期）後期 2 の施策・事業の体系

だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり

— ユニバーサルデザインの 生活環境を実現する目標 —

— 基本方針 —



後期計画の見直しの視点

- | | | |
|---|-------------------|------------|
| 1 | 東京 | 大会の取組みを活かす |
| 2 | 多様なツールによる情報提供への対応 | |
| 3 | 共生社会の視点をまちづくりに活かす | |

25の施策・事業

後期計画の
見直しの視点

- | | | |
|--|---|-----|
| 1 ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及 | 2 | 3 |
| 2 ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催 | 3 | |
| 3 ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進 | 3 | |
| 4 ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践 | 1 | 2 3 |
| 5 ユニバーサルデザインライブラリーの活用 | 2 | 3 |

- | | | |
|----------------------------------|---|---|
| 6 ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進 | 3 | |
| 7 ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進 | 3 | |
| 8 分かりやすいサインの整備推進 | 1 | 2 |
| 9 民間施設におけるユニバーサルデザインの推進 | 3 | |
| 住宅関連イベントにおける住宅のユニバーサルデザインの普及啓発 | | |
| 高齢者・障害者の住宅改修支援 | | |
| 災害時利用も含めた学校施設の整備推進 | 3 | |
| 災害時に使えるトイレの整備推進 | 3 | |
| 公共交通等のサービスの充実 | 1 | 3 |
| 歩きやすい道路環境の整備 | 1 | 3 |
| 自転車の安全な利用の啓発 | 3 | |
| 自転車通行空間の整備 | 3 | |
| 放置自転車等をなくす取組み | 1 | |
| 規模や特性に応じた公園緑地等の整備 | 3 | |
| だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進<拡充> | 1 | |

- | | | | |
|------------------------|------|---|---|
| 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及 | <拡充> | 3 | |
| 多様な情報媒体の普及・活用の推進 | <拡充> | 2 | |
| 災害に備えた区民参加による取組み | | 3 | |
| ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及 | <拡充> | 1 | 3 |
| 職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進 | | 3 | |

…重点的な施策・事業

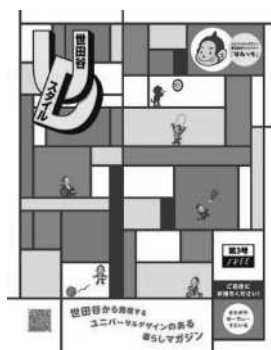
推進計画（第2期）前期の「 の施策・事業」
を見直し、「 の施策・事業」に整理した。

3-4. 個別の施策内容

No.	【施策・事業名称】
1	ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及
所 管 部	都市整備政策部
ね ら い	・公共交通でのベビーカー利用の広がり、多機能トイレの普及等に伴い、利用者同士が公共空間を気持ちよく使うための工夫が社会的に求められてきている。 ・ユニバーサルデザインの考え方や意味が広く区民に共有されていくように、ユニバーサルデザインで整備されたまちの施設・設備等の意味を伝え、適切な利用や上手に使いこなす方法・工夫等を広める。
取 組 み の方向性	・公共空間を多様な人が快適に使いこなす工夫等を集め、ユニバーサルデザインにつながる幅広い情報をテーマに沿って冊子等に分かりやすく編集し発信する。 ・SNSによる情報発信を試みる。 ・全施策・事業と連携して実施する。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●テーマに沿った区民参加による取材及び冊子の作成			
	●民間事業者等との協力した配布10,000部			



冊子「世田谷UDスタイル」vol.1～4

第3章

No.	【施策・事業名称】
2	ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催
所 管 部	総合支所、スポーツ推進部、障害福祉担当部 子ども・若者部、都市整備政策部、教育政策部
ね ら い	・区民、事業者、大学、区が協働し、ユニバーサルデザインを広める。様々なイベントと連携したユニバーサルデザインの普及・啓発の機会をつくりだす。 ・児童・生徒・学生をはじめとして多様な場でユニバーサルデザインの考え方、取組みの事例等を紹介するイベントや講座を通じ、様々な世代へのユニバーサルデザインの啓発、教育を進める。
取 組 みの 方 向 性	・普及啓発のイベント等は、当事者を交えた区民、事業者、区の参加・交流の場として運営する。 ・様々なイベントに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることを促すよう、「イベントのユニバーサルデザインガイドライン」を作成し活用をはかる。 ・イベント開催時の手話通訳者派遣、ひととき保育の提供等を進める。 ・小学校等への出張講座を区民の協力者と共に行う。 ・ユニバーサルデザインについて、分かりやすく説明した冊子を、子どもや若者の視点等を入れ、内容を充実させ、小学校等へ出張講座や職員研修、区民や事業者の勉強会にて合わせて配布する。
関 連 事 業	・No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携する。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●ユニバーサルデザインの推進に係わる団体の交流や広くユニバーサルデザインを学び合うイベントの開催			
	●ユニバーサルデザインに配慮したイベントの紹介			
	●小学校等へ出張講座の実施 10校			
	●他団体（社会福祉協議会等）と連携した取組み			

第3章

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●区民講師等の育成・派遣事業の検討	⇒区民講師等の育成事業の実施	⇒区民講師の派遣	→
	●イベントのユニバーサルデザインガイドラインの作成			→
	●ユニバーサルデザイン出張講座での配布			→
	●啓発イベントでの配布			→
	●民間事業者等の事業での配布協力			→
	●区の係わるイベントでユニバーサルデザインを進める取組みを加えていく。(車いす使用者対応の仮設トイレの設置、授乳コーナーの設置、手話通訳者派遣やひととき保育等)			→
				→
				→
				→

第3章

No.	【施策・事業名称】
3	ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進
所 管 部	都市整備政策部
ね ら い	・ユニバーサルデザインに係る事業や区民の活動について、専門家、利用者や当事者、普及に携わる区民等、多くの人に関わってもらい、質の向上をはかる。 ・ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣を他のユニバーサルデザイン推進事業とも連携させることで、事業全体の質の向上をはかる。
取 組 みの方向性	・ユニバーサルデザインに取り組む人の育成のための講座を実施する。講座では当事者との交流、体験を組込む等の工夫をする。 ・専門家としての「ユニバーサルデザインアドバイザー」と「ニーズを伝える利用者・当事者」「ユニバーサルデザインの普及・推進に携わる区民」など多様な人がUD推進事業において活躍できる場をつくる。 ・ユニバーサルデザインアドバイザーを派遣し、ユニバーサルデザイン検討会を行い整備された施設の検証を実施する。 ・全施策・事業と連携して実施する。

◆後期計画（2019～2022年度）

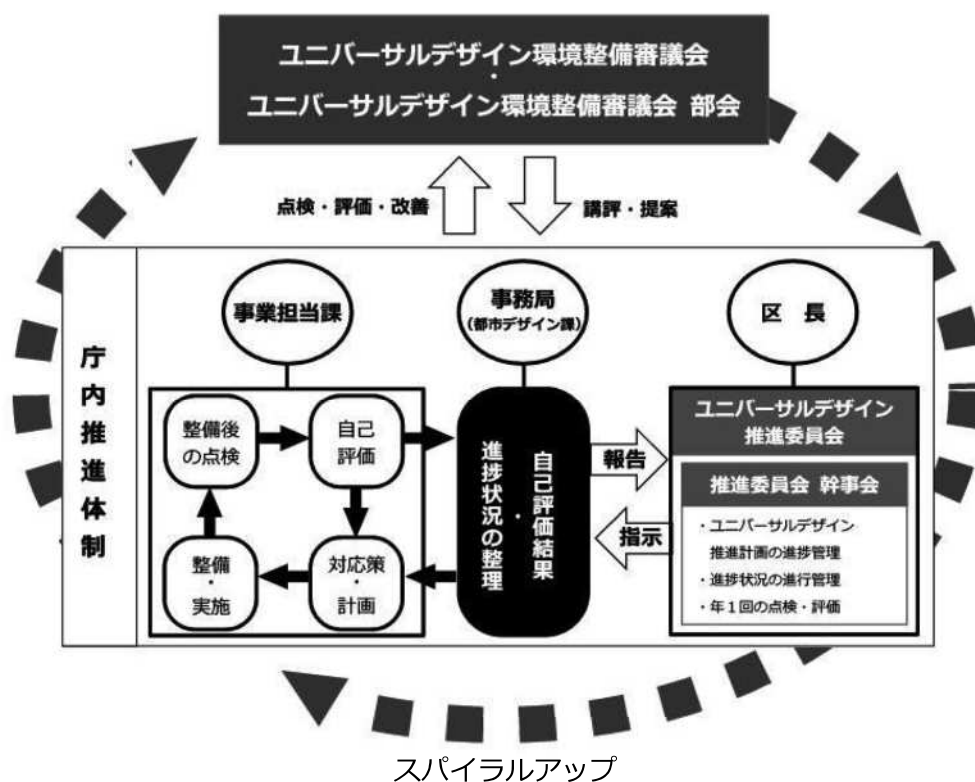
年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣			
				
	●区民講師等の育成講座の検討	⇒講座の実施	⇒区民講師の活躍の場づくり	⇒継続
	●ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の交流と技術向上			
				
			⇒ユニバーサルデザインアドバイザーを派遣した事業の評価・点検	
	●ユニバーサルデザインアドバイザーの資格要件及び派遣要綱の見直し	⇒検討	⇒見直し	

第3章

No.	【施策・事業名称】
4	ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践
所 管 部	各事業所管部、都市整備政策部
ね ら い	・ユニバーサルデザイン推進事業の取組みについて、「点検・評価・改善」の手順を繰り返し、段階的・継続的な発展をめざすスパイラルアップを行い、ユニバーサルデザインの質の向上をはかる。
取 組 みの方向性	・推進計画の全ての施策・事業について「点検・評価・改善」に取り組み、ユニバーサルデザイン環境整備審議会の講評・提案を踏まえて継続的にスパイラルアップで発展させていく。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取組み	●全ユニバーサルデザイン推進事業の進捗状況に関する点検・評価・改善の実施 ●次年度の重点テーマの設定			



第3章

No.	【施策・事業名称】
5	ユニバーサルデザインライブラリーの活用
所 管 部	都市整備政策部、生涯学習部
ね ら い	・ユニバーサルデザインの情報を蓄積し、活用できるようにする。 - ユニバーサルデザインについて工夫した整備事例や事業の事例を紹介し、すべての人にとって利用しやすい生活環境の整備の推進をはかる。
取 組 みの方向性	・ユニバーサルデザイン整備の実績を「収集」「蓄積（データ化）」し、事業者、区民の誰もが情報を活用できるように区民や事業者との連携で進める。 ・新築の施設だけでなく既存改修等、様々な事例を紹介する。 ・ユニバーサルデザイン条例の届出や事前相談等で活用する。 ・今後の事業や整備のスパイラルアップに活かすために、区民、事業者、区職員に向けて積極的な情報提供を行う。 ・全施策・事業と連携して内容の充実をはかる。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●情報の蓄積			
	●情報の収集			
	●情報コーナーでの展示			
	●図書館での展示			

第3章

No.	【施策・事業名称】
6	ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進
所 管 部	各施設所管部、施設営繕担当部、都市整備政策部
ね ら い	区立施設や区営住宅等は改築や改修を進める機会を捉えて、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの視点を積極的に導入し、整備の質の向上をはかる。
取 組 み の方向性	- 区立施設について、新築や改修の際に、性別を問わないトイレや非常時の警報装置の多機能化などの施設利用のニーズも踏まえながら、点検、評価を実施し、質の向上を図るなど成果を上げる。 - 新築や改修の際に各施設の利用特性を踏まえて、多機能トイレの機能分散※⁸を図る。 - 国立・都立等の施設については、新築の際にユニバーサルデザインの整備の協力を求めている。 - 更なる整備へとつなげていくために、ユニバーサルデザインライブラリーにユニバーサルデザインで整備された施設・設備を掲載し、その意義と使い方をPRしていく。 - 区営住宅についてユニバーサルデザインを考慮した改修を継続的に行う。
関連事業	- No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 - No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●ユニバーサルデザインアドバイザー等をいれた設計・施工の検討会の開催			
	●ユニバーサルデザインアドバイザー等をいれた検討会を行った施設の検証	⇒検証結果を踏まえ、検討会に反映		
		⇒ユニバーサルデザインライブラリーへの反映と活用		
	●住戸改修の実施			

※ 8 多機能トイレの機能分散の考え方

多機能トイレの利用を集中させないために、一般トイレにオストメイトや子ども連れに対する配慮等の機能を分散するなど、利用者それぞれに対応したトイレを個別に用意すること。また、トイレ利用の集中度合いや利用者の違いにより、各施設の利用特性を踏まえて設置すること。

第3章

No.	【施策・事業名称】
7	ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進
所 管 部	庁舎整備担当部、施設営繕担当部、都市整備政策部
ね ら い	・本庁舎等整備を機に、ユニバーサルデザインの考えを導入し、すべての人が利用しやすい庁舎をめざす。 ・周辺からのアクセスも含めた、庁舎全体の案内等について、すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎整備を進める。
取 組 みの方向性	・設計段階から検討会等を実施し、多様な区民のニーズを把握し設計に反映させる。また、施工段階においてサイン等の内容を示し、専門家や当事者、区民の参加により整備を進める。 ・多機能トイレの機能分散^{*8}を図るなどトイレ空間の充実を検討する。 ・検討の取組み等について情報発信を行う。
関連事業	・No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●基本設計段階で実施した検討会等を検証	⇒検討会等の検証	⇒継続	⇒継続
	●実施設計段階で、ユニバーサルデザインアドバイザー等を入れた検討会の開催		⇒施工段階に向けたサイン計画の検討	⇒サイン計画の提案
	●先進事例の収集・視察			

第3章

No.	【施策・事業名称】
8	分かりやすいサインの整備推進
所 管 部	各施設所管部、施設営繕担当部、生活文化部、都市整備政策部
ね ら い	・ユニバーサルデザインにより区立施設や学校施設のサイン整備を進め、多言語を基本とした分かりやすいサインの普及をはかる。
取 組 みの方向性	・新しい施設サインの導入にあたっては、多言語を基本とし、見やすさや表示方法に配慮し、配色や配置、大きさを検討する。また、ロービジョン（弱視）の人や外国人等の評価を取り入れる等、質の向上をはかる。 ・サインの管理については、内容の適切な更新等も進める。 ・音声誘導装置の整備に取り組む。
関連事業	・No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。 ・No.21「情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」と連携して実施する。 ・うままちプロジェクト（③サイン整備 ⑯観光案内の充実）

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●情報のユニバーサルデザインガイドラインの運用状況の調査	⇒情報のユニバーサルデザインガイドラインの更新	⇒庁内周知・研修の実施	
	●ユニバーサルデザインアドバイザー等をいれた施設の検証	⇒検証結果を踏まえ、ユニバーサルデザイン検討会に反映		
		●多言語表記及び情報発信の手引きの運用		



代田区民センターのユニバーサルデザインによるサインの事例

第3章

No.	【施策・事業名称】
9	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進
所 管 部	総合支所、都市整備政策部
ね ら い	・暮らしに欠かせない日常の買物をする身近な地域の店舗等のユニバーサルデザインは重要な整備であり、新築の店舗等のユニバーサルデザインを進めるとともに、既存の店舗等の改修を促す。
取 組 みの方向性	・「ユニバーサルデザイン条例」に基づく届出制度を運用し、新築・改築時におけるユニバーサルデザインによる整備を事業者の協力の下に進める。 ・「世田谷区ユニバーサルデザイン生活環境整備補助制度」による助成制度を活用する。また、適宜見直し、整備対象を拡大する等柔軟な運用を行う。
関連事業	・No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携した実施も検討する。 ・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携した普及啓発を行う。 ・No.20「だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進」と連携して取り組む ・No.24「ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及」と連携して推進する。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●ユニバーサルデザイン及び補助制度における職員への普及啓発			
	●改修の補助制度の周知			
	●ベンチ設置の補助制度の周知	⇒見直し		
	●届出制度の周知			
	●ユニバーサルデザイン条例施行規則の改正	⇒整備基準の周知・審査		
●改正後の施設整備マニュアルの周知				

第3章

No. 10	【施策・事業名称】 住宅関連イベントにおける住宅のユニバーサルデザインの普及啓発
所 管 部	都市整備政策部
ね ら い	・住宅専用部分のユニバーサルデザインによる整備を促進し、すべての人にとって住みやすい生活環境の実現をめざす。 ・啓発用パンフレットの活用をはかる。
取 組 み の方向性	・「住宅のユニバーサルデザインヒントブック」をはじめリフォーム等（ヒートショック対策、便座の高さや色、手すりの設置など）について取り上げたパンフレットを「住まいまち学習」等のイベントの際、住宅改修等を取り上げる機会に配布し、普及啓発を行う。 ・実際のユニバーサルデザインに取り組む住宅設計・施工の事例を取りあげ、紹介する。
関連事業	・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●イベント等での冊子の配布			
	→			
	●窓口での冊子の配布			
	→			
	●住宅の事例の紹介			
	→			



住宅相談会の会場の様子



住宅相談会で配布した啓発冊子

第3章

No.	【施策・事業名称】
11	高齢者・障害者の住宅改修支援
所 管 部	障害福祉担当部、高齢福祉部
ね ら い	・個人の住宅におけるユニバーサルデザイン整備の支援を行い、生活環境の質の向上をはかる。
取 組 みの方向性	・手すり設置や段差解消等、個人住宅の改修支援を継続的に行う。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●改修支援の実施			
	→			
取 組 み	●窓口での啓発冊子等の配布			
	→			

第3章

No.	【施策・事業名称】
12	災害時利用も含めた学校施設の整備推進
所 管 部	施設営繕担当部、都市整備政策部、教育委員会事務局
ね ら い	・ 改築・改修等の機会をとらえ、災害時における指定避難所としての役割等を踏まえ、ユニバーサルデザイン整備を進める。
取 組 みの方向性	・ 「世田谷区公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に改築等を実施する。 ・ 停電時に利用できる電源の確保や屋上プールの水をトイレの排水に利用できるようにするなど、避難所としての活用を視野に入れた整備を進める。
関連事業	・ No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人が参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・ No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。 ・ No.13「災害時に使えるトイレの整備推進」と連携して実施する。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●改築等実施			
	●ユニバーサルデザインアドバイザー等を交えた検討会の開催（1校）			
	●ユニバーサルデザインライブラリーへの反映と活用			



改築した小学校の様子



小学校内の車いす使用者用便房の様子

第3章

No.	【施策・事業名称】
13	災害時に使えるトイレの整備推進
所 管 部	総合支所、危機管理室、施設営繕担当部 障害福祉担当部、みどり33推進担当部、教育委員会事務局
ね ら い	・災害時の指定避難所（区立小中学校等）や区公共施設のトイレについて、ユニバーサルデザインの視点で整備を進める。
取 組 みの方向性	・指定避難所（区立小中学校等）や区公共施設の高機能トイレについて避難所としての活用も視野に入れた整備、点検、管理を行う。 ・区立小中学校等でのマンホールトイレの維持管理と整備を行う。 ・福祉避難所となる施設のトイレ状況の点検を行う。
関連事業	・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して整備する。 ・No.12「災害時利用も含めた学校施設の整備推進」と連携して整備する。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●マンホールトイレの点検調査等や多機能トイレの整備			
	●避難所運営訓練におけるトイレ利用のシミュレーション等の実施			
	●福祉避難所のトイレ状況の点検の実施	⇒福祉避難所トイレの整備検討	⇒福祉避難所トイレの整備	⇒継続



公園内のマンホールトイレ



区立施設内のマンホールトイレ整備事例

第3章

No.	【施策・事業名称】
14	公共交通等のサービスの充実
所 管 部	障害福祉担当部、道路・交通政策部
ね ら い	・ 南北公共交通の強化や公共交通不便地域対策として、バス事業者などと連携し、バス交通サービスの充実をはかる ・ バス運転手や駅務員等の接客・接遇の向上を促す。 ・ 公共交通施設について、だれもが利用しやすい公共交通環境の整備を進める。 ・ 障害者、高齢者等の移動に関する支援を行うために、福祉移動支援センター「そとでる」の活用をはじめ様々な移動ニーズに対応できる環境をつくる。
取 組 みの方向性	・ 区民や関係機関等で構成する地域公共交通会議を設置し、バス路線網の充実やバス路線維持に向け、施策の方向性等を話し合う。 ・ バス運転手や駅務員等の接客・接遇の向上のための取組みを支援する。 ・ ホームドアの整備をはじめとした公共交通施設（駅やバス停等）のユニバーサルデザインに基づく整備を行う。 ・ すべての人にとって、分かりやすい情報提供を促す。 ・ 移動困難者の外出支援のため、福祉移動支援センター「そとでる」の周知を行い、利便性の向上をはかる。 ・ だれもが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの利用促進を行う。
関連事業	・ No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。 ・ うままちプロジェクト（②公共交通施設のユニバーサルデザインの促進）

◆後期計画（2019～2022年度）

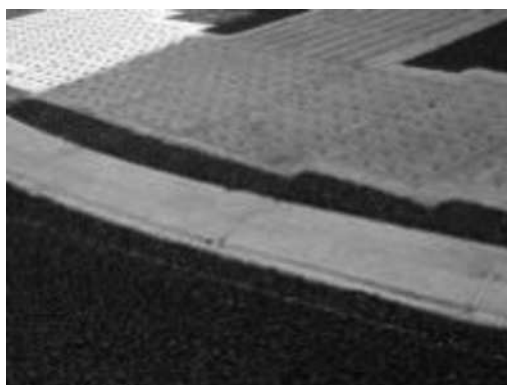
年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●地域公共交通会議の開催			
	●バス運転手や駅務員等の接客・接遇の向上の取組み促進			
	●補助制度を活用したホームドア整備等の促進			
	●分かりやすいバス情報の普及促進			
	●福祉移動支援センター“そとでる”のサービスの周知			
	●タクシーのユニバーサルデザイン化の普及促進			

第3章

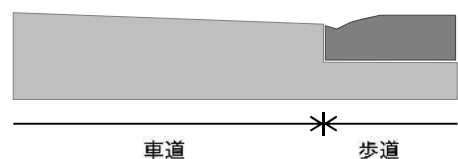
No.	【施策・事業名称】
15	歩きやすい道路環境の整備
所 管 部	土木部
ね ら い	・すべての人にとって安全で、安心して移動できる快適な歩行空間のユニバーサルデザインによる整備を推進し、引き続き区道における安全な歩行空間の確保を進める。
取 組 みの方向性	・歩道の改善や視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持改善、及び無電柱化の計画を立てて整備を進め、安全な歩行空間を整備する。
関連事業	・うままちプロジェクト（①安全な歩行空間の確保）

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●歩道の整備			
取 組 み	●無電柱化整備			



整備された歩道の出入口部分



断面のイメージ

第3章

No.	【施策・事業名称】
16	自転車の安全な利用の啓発
所 管 部	土木部
ね ら い	・自転車の通行空間の整備とあわせて、安全な自転車利用の普及・啓発を進め、区民が安心して移動できる環境の整備を進める。 ・地区単位における普及啓発も行う等、更なる啓発を促す。
取 組 みの方向性	・自転車利用憲章の普及をはじめとして、多様な世代を対象に自転車安全利用の普及啓発を行う。 ・区民による自転車安全利用推進員の育成や支援を通してユニバーサルデザインを周知し、地区での取組みを支援する。 ・自転車事故防止に加え、万が一の事故に備えて、区民の保険加入促進をはかる。
関連事業	・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●自転車利用憲章の普及			
	●小中学生等を対象とした交通安全教室の開催			
	●子育て世代や高齢世代等へ向けた出前講座の実施			
	●安全利用推進員の育成・支援			
	●世田谷区「区民交通傷害保険」の実施			



スタントマンによる
安全運転の啓発



地域主体で定め、自分たちが
率先して守り広める「たま
チャリルール」

第3章

No.	【施策・事業名称】
17	自転車通行空間の整備
所 管 部	土木部
ね ら い	・歩行者・自転車・自動車がともに安全で快適に道路等を通行できるように、原則として、車道部に自転車通行空間の整備を進める。
取 組 みの方向性	・「世田谷区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間の計画的な整備を行う。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●自転車通行空間整備指針の改定			
	●自転車通行空間の整備			

自転車通行空間の整備イメージ



歩行者が歩道を歩きやすいように、自転車の走行空間を整備

第3章

No.	【施策・事業名称】
18	放置自転車等をなくす取組み
所 管 部	道路・交通政策部、土木部
ね ら い	・歩行者等の妨げとなっている支障物を取り除き、すべての人にとって安全で安心な通行空間の確保をめざす。 ・様々な自転車が自転車駐輪場を利用しやすくする等、自転車の適正利用の誘導をはかる。
取 組 みの方向性	・放置自転車や道路にはみ出している商品等の不法占用物件を除却することで、安全に通行できる空間の確保を進める。 ・自転車駐輪場の整備について、平置きで幅の広い区画や、電動アシスト対応の区画等様々なタイプ、様々な利用者に対応した自転車駐輪場の整備を進める。 ・「自転車等の利用に関する総合計画」に基づき、コミュニティサイクルシステムのネットワークを拡充し、自転車のシェアリングを進めることにより、駅周辺への自転車乗り入れ台数の抑制を行う。
関連事業	・うままちプロジェクト（⑬「がやリン」を活用した演出）

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●放置自転車の撤去			
	●路上占用物件の除去			
	●駐輪場の整備			
	●コミュニティサイクルシステムのネットワークの拡充（ポートの設置）新規設置検討			



区立の自転車駐輪場整備の事例

第3章

No.	【施策・事業名称】
19	規模や特性に応じた公園緑地等の整備
所 管 部	みどり33推進担当部
ね ら い	・公園緑地等の整備に際しては、規模や特性を踏まえ魅力があり、すべての人が楽しめるユニバーサルデザインによる公園づくりを進める。
取 組 みの方向性	・二子玉川公園でのユニバーサルデザイン整備の事例を活かす等、様々な利用者の参加したワークショップによる検討の効果を蓄積し、他の整備事例にも活かす。
関連事業	・No.3 ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して整備する。 ・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して整備する。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●ユニバーサルデザインアドバイザーを交えた整備内容の検討会の開催			
				
	●ユニバーサルデザインアドバイザー等をいれた整備の検証			
	●ユニバーサルデザインライブラリーへの反映と活用			

第3章

No. 20	【施策・事業名称】 だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進
所 管 部	総合支所、各施設所管部、 施設営繕担当部、経済産業部、都市整備政策部、 みどり33推進担当部、道路・交通政策部、土木部
ね ら い	・トイレとベンチ等を整備し、利用しやすいように工夫することにより、高齢者や障害者、子育て中の区民等だれもが安全に安心して外出できる地域社会をめざす。
取 組 みの方向性	・トイレ情報の周知・発信に取り組む。 ・民間施設のトイレ情報を公開する等の仕組みを検討し、だれでも使えるトイレ及び性別を問わないトイレの普及をはかる。 ・推進地区だけでなく、区内の様々な商店街、公共施設の周辺等地区でのユニバーサルデザイン整備の取り組みを検討し、支援する。 ・ベンチ等の座れる場を増やすため、「座れる場づくりガイドライン」の庁内への普及をはかり、ベンチの設置状況の調査を行う。
関連事業	・No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取り組みの推進」と連携して実施する。 ・No.10「民間施設におけるユニバーサルデザインの推進」と連携して取り組む。 ・うままちプロジェクト（⑦公共トイレの改修 ⑰パブリックアートやベンチの設置）

◆後期計画（2019～2022年度）

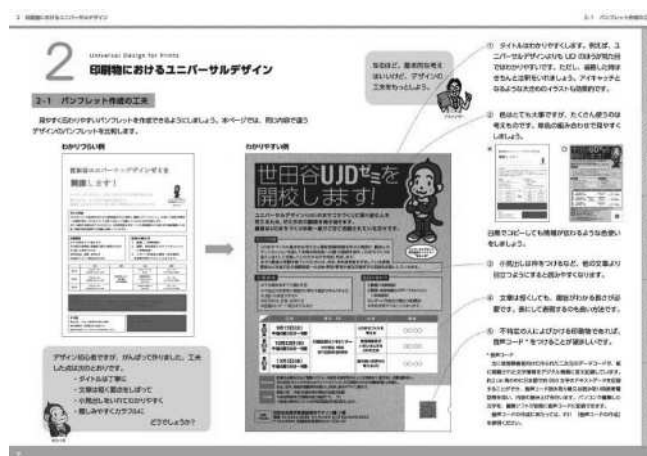
年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●公共空間へのベンチ設置の推進			
	●民間施設のトイレ情報の公開制度の構築	⇒トイレ情報の公開		
	●民間施設におけるだれでも使えるトイレ及び性別を問わないトイレ整備の誘導			
	●公園トイレのユニバーサルデザイン改修の実施			
●観光案内標識の整備				

第3章

No.	【施策・事業名称】
21	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及
所 管 部	政策経営部、生活文化部、都市整備政策部
ね ら い	- すべての人にとって分かりやすいデザインとその考え方の普及をはかる。 - 情報全般のユニバーサルデザインの推進に取り組む。
取 組 みの方向性	「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を広く周知していく。 「情報のユニバーサルデザインガイドライン」・「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、研修等を通じて普及をはかる。 - 分かりやすい文書作成の普及をはかる。 - 多言語化を推進するとともに、やさしい日本語の普及をはかる。
関連事業	- No.8「分かりやすいサインの整備推進」と連携して実施する。 - No.2「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」に活かす。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●情報のユニバーサルデザインガイドラインの改定検討	⇒情報のユニバーサルデザインガイドラインの改定	⇒普及啓発	⇒普及啓発
	●世田谷区多言語表記及び情報発信の手引きの運用			



「情報のユニバーサルデザインガイドライン」

第3章

No.	【施策・事業名称】
22	多様な情報媒体の普及・活用の推進
所 管 部	政策経営部、生活文化部、障害福祉担当部、都市整備政策部
ね ら い	・情報を保障する仕組みや技術を取り入れ、ユニバーサルデザインの視点で、すべての人にとって分かりやすい情報提供をはかるとともに、音声、テキスト、手話等の様々な形のコミュニケーションを支援する。 ・区民がスキルを学ぶ機会を増やし、より多くの区民が新しい情報技術を使いこなせるようにしていく。
取 組 みの方向性	・様々な当事者のニーズを踏まえ、刊行物への音声コードの印刷や、ホームページでのテキストデータの提供を行う。 ・様々な当事者が問合せしやすい環境整備をはかる。 ・タブレットを活用した窓口等のサービスに取り組み、また、フリーWi-Fiなどの通信環境の活用をはかる。 ・「せたがや動画」に手話やテロップをつける等に取り組む。 ・高齢者等の社会参加を促進するため、パソコンやタブレットなどを活用した情報発信力の向上を支援する。
関連事業	・No.2「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」と連携して進める。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●イベント時の手話通訳、ひととき保育の普及			
	●区の印刷物への音声コードの普及			
	●区ホームページの作成ガイドラインの運用			
	●区ホームページでのテキストデータ掲載の普及			
	●タブレット端末を活用したサービスの実施			
	●町会等へのHP作成・運用支援			
	●障害者休養ホームひまわり荘障害者パソコン教室の実施			

第3章

No.	【施策・事業名称】
23	災害に備えた区民参加による取組み
所 管 部	総合支所、危機管理室、生活文化部
ね ら い	・区民が自助・共助により災害に対応できるよう、地区特性の把握や計画の重要性について考える機会を提供し、地区の防災力の向上をはかる。 ・非常時、避難時に情報の取得が困難な人など、多様な人に対応したハード・ソフト・人の対応等、多面的な整備・取組みを地区の状況に応じて進める。 ・多様な人材に災害に関する普及・啓発を進める。
取 組 みの方向性	・自助・共助による災害に備えた区民意識向上のための普及・啓発に取り組む。 ・各地区で策定した地区防災計画の検証・普及啓発を行う。 ・外国人向けの防災知識の普及啓発に取り組む。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●自助・共助による災害に備えた区民意識向上のための普及・啓発			
	→			
	●全地区での防災塾の実施			
	→			
	●防災についての外国人向け講座の開催			
	→			

第3章

No.	【施策・事業名称】
24	ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及
所 管 部	環境政策部、障害福祉担当部、経済産業部、世田谷保健所、都市整備政策部
ね ら い	・ 共生社会ホストタウンとして東京2020大会の気運の盛り上がりを活かし、障害者差別解消法の理念も踏まえてユニバーサルデザインによるサービスを広く普及させ、多様なニーズに対応できる生活環境の整備を進める。 ・ 商店街等、まちの中で当事者を交えた実践的な研修イベントを行い、区民、事業者、職員のユニバーサルデザインへの意識向上をはかる。
取 組 みの方向性	・ 「みんなが嬉しくなるお店」の冊子に、店舗のしつらえに関することも加えて内容の充実を行う。 ・ 「ユニバーサルデザイン普及講座」の機会に冊子「みんなが嬉しくなるお店」を副読本やテキストとして配布する。 ・ 当事者への接客等を学びあう場をつくり、介助犬等様々な支援について理解を深めるようにする。 ・ 外国人に向けた接客応対向上のためマニュアル及び指差しメニュー等の普及を行っていく。 ・ 障害理解の促進や障害者差別解消に向け、商店街等における合理的配慮の提供に向けた支援を実施する。 ・ 禁煙に取り組む飲食店等を紹介する店頭表示や指定喫煙場所の整備など、受動喫煙防止やたばこの煙による迷惑防止に向けた環境整備に取り組む。
関連事業	・ No.2「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」と連携して実施する。 ・ No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・ No.9「民間施設におけるユニバーサルデザインの推進」と連携して実施する。 ・ No.25「職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進」と連携して実施する。 ・ うままちプロジェクト（⑮ホスピタリティの充実）

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●普及啓発イベント等での冊子配布			
	●接客を学ぶ研修等の開催			
	●職員研修、職場内研修等での「窓口応対向上マニュアル」（職員向け）の活用			

第3章

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●商店街等における障害理解に向けた取組みの促進	⇒継続	⇒検証 ⇒今後の検討	
	●外国人用指差しメニューの普及			



障害者・まち！交流塾の様子

パンフレット

「みんなが楽しくなるお店」

第3章

No.	【施策・事業名称】
25	職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進
所 管 部	総務部、都市整備政策部
ね ら い	・ 区の職員がユニバーサルデザインを意識した行政サービスの必要性について理解を深め、相手の立場に立った対応を行えるようにする。 ・ すべての人にとって使いやすい施設整備を進めるために、ユニバーサルデザイン整備基準をはじめ、より円滑な施設運営へとつなげる。
取 組 みの方向性	・ ユニバーサルデザインの理念学習と当事者との意見交換を組み合わせ、より実感できる研修プログラムを企画し実施する。 ・ より円滑な施設運営のためにユニバーサルデザイン整備基準や掲示物等の工夫を学ぶ研修等、ユニバーサルデザインを考慮した施設の改善や情報提供方法に関する研修を行う。
関連事業	・ No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・ No.21「情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」と連携して実施する。 ・ No.24「ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及」と連携して実施する。

◆後期計画（2019～2022年度）

年次	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
取 組 み	●ユニバーサルデザインに関する接遇研修・技術研修等の実施 			



都市デザイン研修の様子

第4章 ユニバーサルデザインの推進の仕組み

4－1．施策の継続的な点検・評価・改善（スパイラルアップ）

推進計画で実施してきた施策・事業のスパイラルアップ（点検・評価・改善）の取組みを継続して行い、生活環境の整備を進めていきます。点検する施策・事業については、年度ごとに重点的に行うものを検討し、他の施策と連携しながらテーマに沿った展開を図るようにしていきます。

スパイラルアップの取組みは、事業担当課による点検・自己評価を基に、ユニバーサルデザイン環境整備審議会が講評や提案を行っています。また、ユニバーサルデザイン推進事業に対して、区民からの意見を募集し、各施策や事業の改善に取り組んでいます。

このように、区民の参加による幅広い視点からの施策・事業のスパイラルアップを図っていきます。

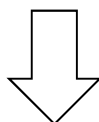
4－2．ユニバーサルデザイン環境整備審議会と 庁内推進体制との連携による施策の展開

ユニバーサルデザイン環境整備審議会は、ユニバーサルデザインをより広げていくため、区の事業担当課、ユニバーサルデザインの所管課（都市デザイン課）と連携しながら、ユニバーサルデザイン推進事業の実現に向けて助言をしていきます。

全庁的な推進体制として、ユニバーサルデザイン推進委員会が設置されています。

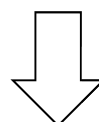
ユニバーサルデザイン 環境整備審議会

点検・
評価・
改善



講評・
提案

諮問



答申

庁内
推進
体制

事業担当課

事務局
(都市デザイン課)

区 長

整備後
の点検

自己
評価

進捗状況の整理
自己評価結果

報告

ユニバーサルデザイン
推進委員会

推進委員会 幹事会

指示

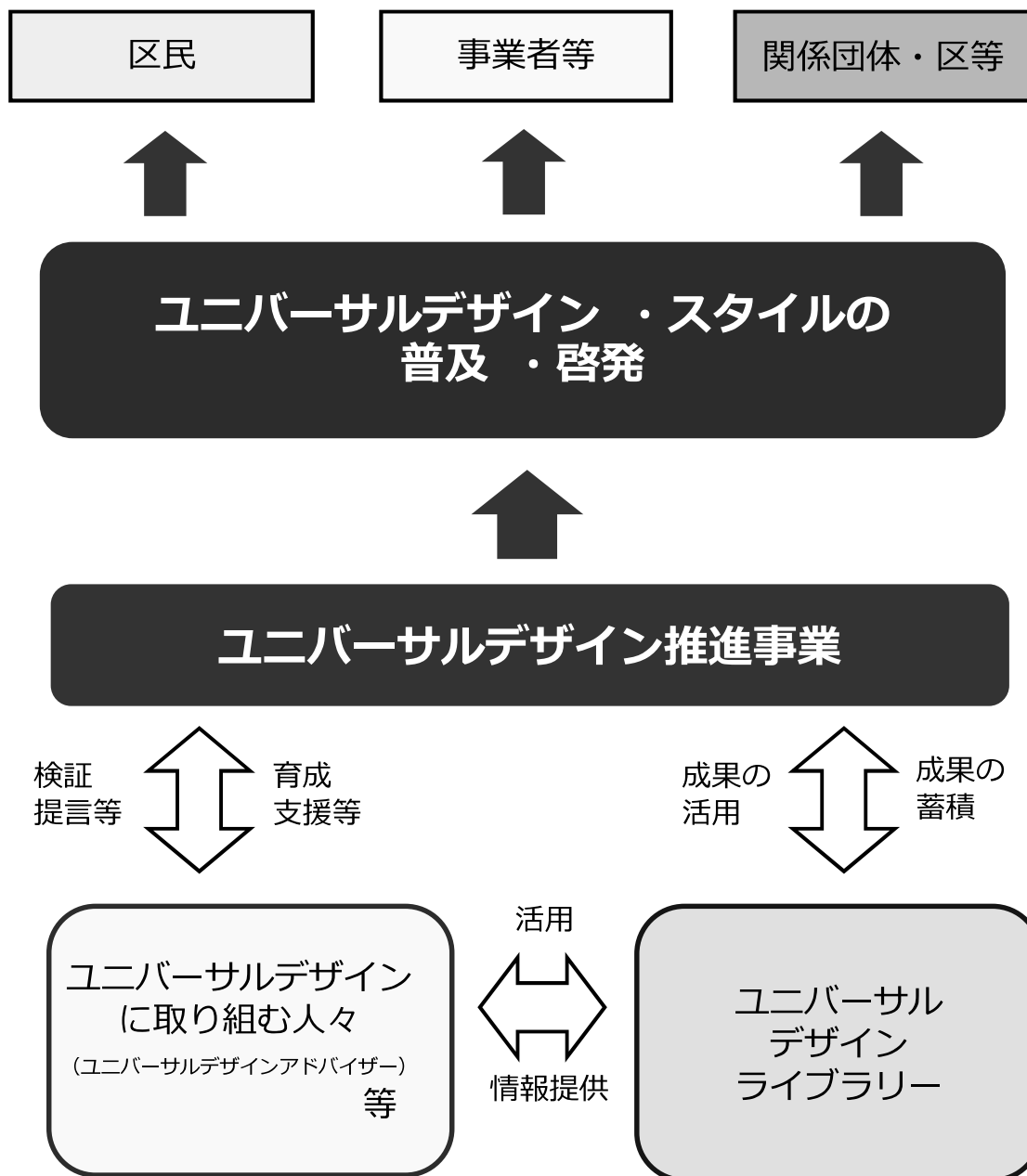
- ・ユニバーサルデザイン
推進計画の進捗管理
- ・進捗状況の進行管理
- ・年1回の点検・評価

整備
実施

対応策
計画

4－3．推進計画（第2期）の新たな施策・事業による展開

ユニバーサルデザイン推進事業等を活性化していくために、ユニバーサルデザインに取り組む人々の育成を行い、また、ユニバーサルデザインライブラリーの活用と合わせ、質の向上を図ります。



ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（素案）

— だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり —

（平成 年）3月発行

編集・発行 世田谷区都市整備政策部都市デザイン課

〒 東京都世田谷区世田谷

電話： ファクシミリ：

広報印刷物登録番号

